

# 照明灯設置要綱

平成17年3月22日

要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通の安全、犯罪の防止等に寄与するため、夜間における照明施設を設置する場合における基準を設けるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街路照明灯 市道として認定された道路（橋渠を含む。）に設置する照明灯をいう。
- (2) 防犯灯 犯罪防止のため設置する照明灯をいう。
- (3) 公共照明灯 公園，児童遊園地，公衆便所，市営住宅その他公共施設に設置する照明灯をいう。
- (4) 港湾照明灯 港湾施設及び臨港道路に設置する照明灯をいう。
- (5) 街路 市街地に介在する幅員4メートル以上の道路をいう。

(所管及び設置)

第3条 照明灯の所管及び設置は、三原市事務分掌規則（平成17年三原市規則第10号）により分掌に属された課において設置したそれぞれの主管課とする。

(設置の審査)

第4条 照明灯を設置しようとするときは、次のいずれかに該当するかどうかを審査し、その地域における発展の環境、照光等を総合勘案し設置するものとする。

- (1) 公の施設の照明灯を設置する場合にあっては、特に定められた設置基準に基づくか、施設の利用に支障がある場所
- (2) 著しく交通が頻繁で曲部が多く交通の安全でない場所
- (3) 防犯上特に必要と見られる場合で、灯柱の間隔がおおむね30メートル以上あること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に公共の福祉を増進するため緊急に設置を要する場合であること。

(設置の禁止)

第5条 照明灯は、次に掲げるものに該当する場合は、設置をしてはならない。

- (1) 権限を有する者の許可，承認又は同意を得ていない場合
- (2) 道路交通及び道路附属物の機能を妨げる位置
- (3) 消防用機械器具，消火栓，火災報知機等消火の用に供する施設から3メートル以内の距離
- (4) 街路樹から3メートル以内の距離で街路樹の成育に妨げとなる場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に不相当と認められる場合  
(設置費の負担)

第6条 照明灯の設置に要する経費は，予算の範囲内において市費負担で設置するものとする。

(維持費の負担)

第7条 防犯灯の維持にかかる電気料金は，三原市防犯灯電気料金補助事業実施要綱に定める住民組織が負担するものとする。

(設置の手續)

第8条 照明灯の設置を受けようとする者は，申請するものとする。

- 2 前項規定による申請があった場合において，設置することが不適當なものについては，その旨を1箇月以内に当該申請人に通知をするものとする。

(台帳の備付け)

第9条 主管課は，設置した照明灯の管理のため，備え付けるものとする。

(照明灯の廃止)

第10条 この要綱に基づいて設置された照明灯で次の各号のいずれかに該当するときは，地元又は関係者と協議し，廃止する。

- (1) 灯柱が腐朽し危険である場合
- (2) 商店街を形成する等により照明を必要としないと認められる場合  
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は，平成17年3月22日から施行する。

#### 附 則（平成22年3月26日三原市要綱第14号）

この要綱は，平成22年4月1日から施行する。